

入札公告

「福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第246条第1項の規定により公告する。

平成31年4月11日

福島県相双農林事務所長 大波 恒昭

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 平成31年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間 平成31年4月22日から令和2年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づいた労働者派遣事業の許可を受けている者であること。ただし、平成27年9月30日以前に一般労働者派遣事業の許可を受けている者を含む。
- (5) 仕様書に定める仕様に合致した業務若しくはこれと類似する業務について、過去5年以内に国又は地方公共団体が発注した業務の履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び2に掲げる事項につ

いて証明できる書類を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限 平成31年4月15日(月) 午後5時15分まで

(2) 提出場所 〒975-0031

福島県南相馬市原町区錦町1丁目30番地

福島県相双農林事務所 総務部 総務課 (福島県南相馬合同庁舎北庁舎2階)

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、実施設計書の閲覧場所及び期間

ア 場所 3(2)に掲げる場所に同じ。

イ 期間 公告の日から平成31年4月17日(水)まで

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年4月18日(木) 午前10時00分～

イ 場所 「3(2)に掲げる場所に同じ」

(3) その他

入札書の提出は一般書留郵便又は簡易書留郵便による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県相双農林事務所から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札書の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札書は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の8(令和31年10月1日以降に係る部分は100分の10)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100(令和元年10月1日以降に係る部分は110分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県相双農林事務所 総務部 総務課

電話 0244-26-1254

